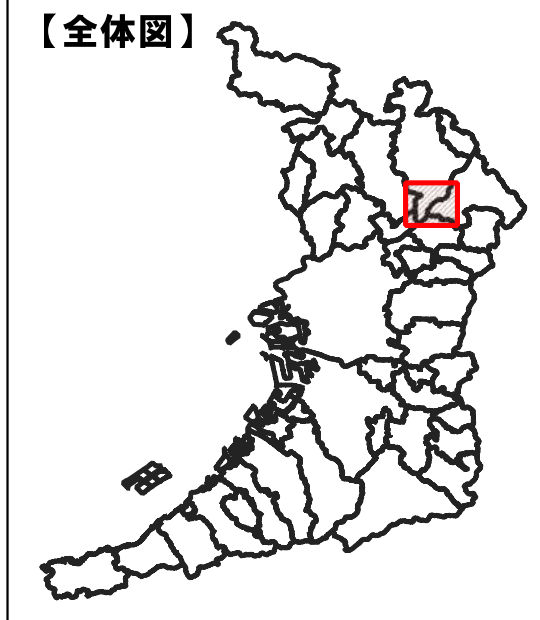
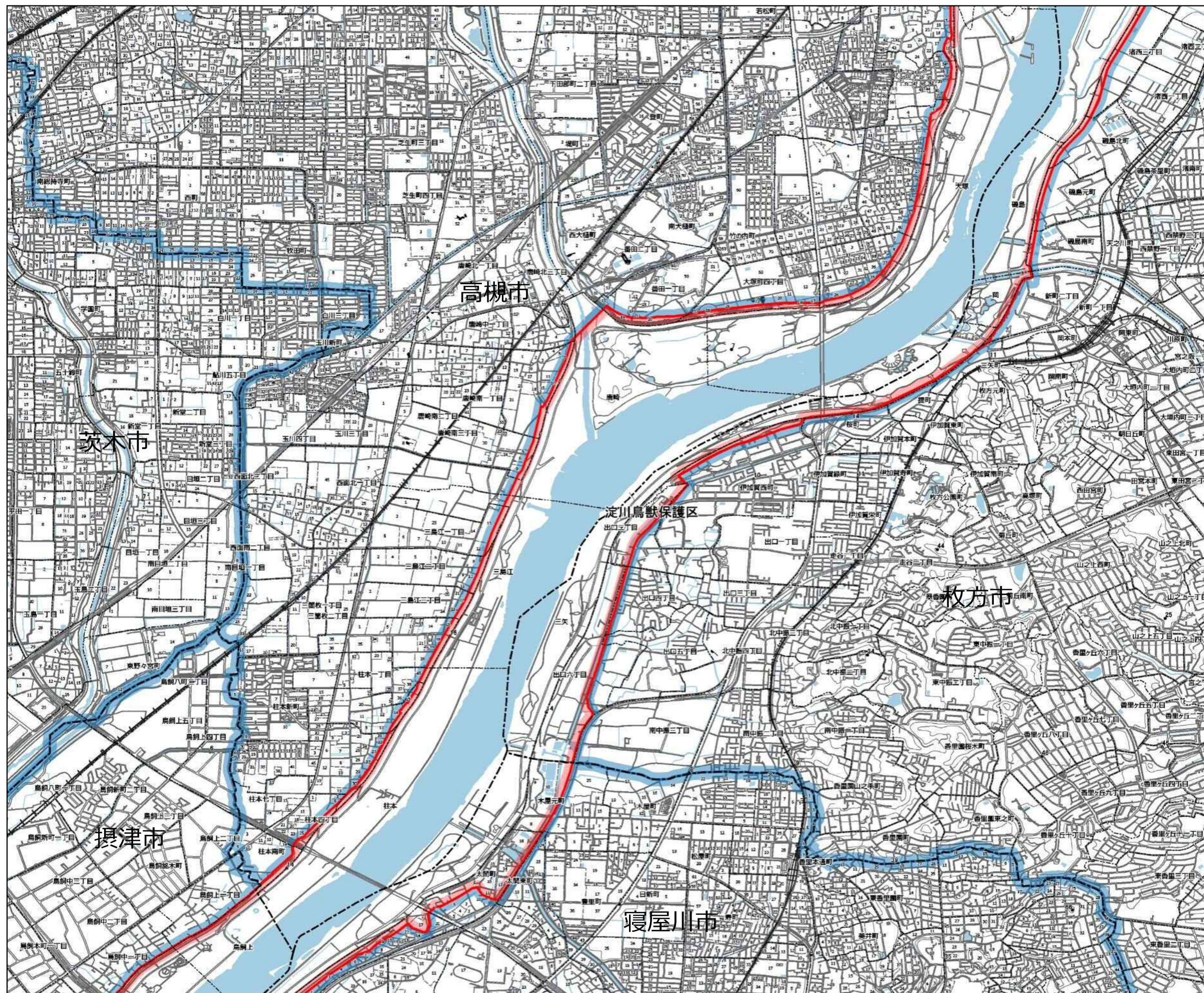


15 淀川鳥獣保護区(2)

1:15,000
0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
淀川本川及び淀川河口部のうち、大阪府と京都府の境界と同境界から下流の左右岸堤防、阪神高速湾岸線、阪神高速湾岸線と大阪市矢倉緑地北西端を結ぶ最短線並びに大阪市矢倉緑地西側及び南側外周線で囲まれた区域並びに大阪市矢倉緑地の区域

※ この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
※ 他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。